国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 23 年 4 月 25 日
北陸信越運輸局
富山運輸支局

トラック事業者に対する行政処分について

トラック事業者(一般貨物自動車運送事業者)である「明穂輸送株式会社」について、平成 20 年 10 月 29 日に島根県の国道 9 号線において対向車と正面衝突し、死亡事故を惹起した事業者であることから、富山運輸支局が巡回監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法に違反する事実が確認されたことから、下記のとおり北陸信越運輸局長による事業用自動車の使用停止の処分を行い、本日、命令書を交付したのでお知らせします。

記

１．処分の年月日
平成 23 年４月 19 日

２．処分対象事業者及び営業所（所在地）
明穂輸送株式会社　（富山県高岡市５６７－１）
本社営業所　（富山県射水市高木３３６－２）

３．処分の内容
５両を延べ２６５日間使用停止
（平成 23 年４月 25 日から５両それぞれ５３日間使用停止）
・この処分により付された違反点数は２７点（累積違反点数２７点）

４．違反の概要
（1）運転者に対する過労防止措置を怠っていた。
（貨物自動車運送事業法第 17 条第１項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項）
（2）運転者に対する輸送の安全確保について適切な指導及び監督を怠っていた。
（貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第１項）

（問い合わせ先）北陸信越運輸局富山運輸支局　自動車運送事業監査室　林・川端
TEL　０７６－４２３－０８９３　・　０８０３